

関西電力の原価算定期間終了後の小売電気料金の事後評価に係る質問、意見

全大阪消費者団体連絡会
事務局長 飯田秀男

1. 電源変分認可制度について

- ①電源構成変分認可制度は、「料金値上げの認可を経ていることを条件に、当該原価算 定期間内において、社会的経済的事情の変動による電源構成の変動があった場合に、総原価を洗い替えることなく、当該部分の将来の原価の変動（燃料費等）を料金に反映させる料金改定を認める制度」と定義される。関西電力の再値上げ申請は、「高浜原子力発電所及び大飯原子力発電所の再稼働が前回認可時の想定よりも遅延していることを理由とするものであり、電源構成変分認可制度に基づいて提出されたもの。
- ②「料金改定実施後、その改定の原因となった事象が解消された場合には、再度料金改定を行う必要がある」（「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書」）ため、審査専門小委員会は、「今回の関西電力の値上げ申請は、高浜原子力発電所及び大飯原子力発電所の再稼働時期の遅れを理由とするものであることから、高浜原子力発電所及び大飯原子力発電所が再稼働した場合には、値上げの原因となった事象が解消され、値下げを行う必要が生ずることとなる。値上げ認可時に、電気事業法第 100 条に基づき、原因となった事象が解消された場合には速やかに料金値下げを実施するよう、条件を付」した。

①電源変分認可制度に言う「改定の原因となった事象が解消された場合」とは、具体的に下記のいずれが該当するのか。

- ・「高浜原子力発電所及び大飯原子力発電所の再稼働時期の遅れ」が解消された場合
- ・「高浜原子力発電所及び大飯原子力発電所の再稼働時期の遅れ」によって、増加を見込んだ費用の増加が解消された場合

2. 3か年の収支

表 1：3か年の収支実績の相違

単位：億円

	2013 年度		2014 年度		2015 年度	
	参考 10	有価証券	参考 10	有価証券	参考 10	有価証券
電気事業収益	27,742	28,710	27,755	29,505	25,219	28,065
電気事業費用	29,243	29,889	29,360	30,845	23,427	26,078
電気事業利益	▲1,501	▲1,179	▲1,605	▲1,340	1,791	1,987

※参考 10：資料の（参考）各年度の収支実績 [10] の合計値から抜粋

※有価証券：関西電力の有価証券報告書の財務諸表にある「電気事業営業収益」「電気事業営業費用」から抜粋

<前提諸元>

資料6から抜粋

	販売電力量 (億 kw h)	為替レート (円/\$)	原油価格 (\$/バレル)	原子力利用率 (%)
原価	1,446	78.9	105.9	25.2
実績	1,340	109.5	83.0	4.0

- ①「参考10」と「有価証券」の実績値が異なるのはなぜか
- ②「有価証券」の電気事業営業収益の3か年平均値は、2兆8759億円、資料4では3か年の平均総原価は2兆7105億円。従って、料金改定の際の総原価が経営上コントロールできていれば、1654億円/年の超過利益を上げられたと考えることができるのではないか。

3. 経営効率化の実績について

1) 関西電力は、再値上げ審査時に別紙1の効率化見通しを提出していた。

- ①役員報酬は、2013年査定で平均1800万円/年を提示されたが実施できていなかった。再値上げの発表を経て2015年1月から1800万円/年に引き下げ、同年6月からは1600万円/年へ引下げるとともに役員報酬体系を変更。基本報酬+業績連動報酬体系へ。2016年7月から1年間は業績連動報酬は支給しないことを決定。現在の報酬は？
- ②設備投資関連費用、修繕費や諸経費で競走発注比率30%を達成し、さらに高めるとしていたが、その実績とそれによる削減額は？
- ③2016年10月、スマートメーターの切替えは全数の5割(650万台)を超えたとのことだが、3か年の導入台数、費用、効率化の実績は？

表2：スマートメーターの単価低減にかかる費用

	2013年度	2014年度	2015年度
資材単価見込み(千円/台) a	17.5	16.0	15.5
導入予定台数(万台) b	120万台	165万台	168万台
費用の試算値(億円) a*b	210.0	264.0	260.4
効率化の見通し(億円) d	12	119	146
導入台数の実績(万台)			
費用の実績(億円)			
効率化の実績(億円)			

a,b：第14回電気料金審査専門委員会資料7-1より抜粋

d：第20回電気料金審査専門小委員会資料7-1、第23回電気料金審査専門小委員会資料5より抜粋

- ④見込まれた資産売却200億円は予定通り売却収入があったか、これ以外に売却した資産はあったか。
- ⑤第14回電気料金審査委員会(2013年1月10日)資料7-2の19では、スマートメーター導入による3か年効果を表3のように見込んだ。実績は？

表3：スマートメーター導入による人件費・委託費の効率化 単位：百万円

年 度	2013	2014	2015
導入効果の見込み	▲518	▲805	▲1,145
導入による要員減少の見込み	▲178	▲305	▲517
合計	▲696	▲1,110	▲1,662
導入効果の実績			
導入による要員減少の実績			
合計			

⑥関西電力の有価証券報告書によれば、長短期投資の計上額は表3の通り。これらを活用して費用削減を図ることはできないか。

表3：長期投資・短期投資の推移 単位：億円

	2013年度	2014年度	2015年度
長期投資	1785	1806	1748
短期投資	2300	1600	150

3. 電源変分認可制度にかかる費用の実績について

- ①関西電力は再値上げ審査時に、美浜原子力発電所1,2号機、日本原子力発電所1号機の廃炉に伴う減少費用として96億円を計上。電変制度による2013年度料金改定原価比で2,758億円、廃炉による影響額▲96億円小計2,662億円の原価変動額を算出。
- ②経済産業省電力システム改革貫徹のための政策小委員会第2回「財務会計ワーキンググループ」資料4では、2015年廃炉会計制度改定によって、美浜1,2号機に適用された額が、273億円となっている。再値上げ審査時に、2013年の会計制度の見直しで原子力発電施設解体費引当金22億円が費用計上されているが、2015年会計制度の変更に伴って計上された費用は？
- ③再値上げの査定時に、自社の揚水発電よりも安価な他社からの調達を優先すべきとしている。実績は？
- ④再値上げ審査時に、試算期間前後の化石燃料CIF価格の動向（下落率）を参考資料で提示しているが、それ以降近日までの実績は？
- ⑤別紙2に示したように、電源変分認可制度の審査対象費用における認可原価と実績の差は▲3,592億円となり、再値上げ認可時の増加費用2,662億円をはるかに上回る削減額となった。これは、再値上げの根拠となった費用増加分を吸収する費用削減が実現できたことを示している。原子力発電所の再稼働に如何にかかわらず、料金値下げの検討をすることはできないか。

4. 再値上げと燃料費調整制度の関係

- ①次頁右図の「新たに負担となる電気料金」をマクロで考えると、以下のようになる。
 新たに負担となる電気料金＝関西電力の増加見込みの収入
 ＝増加費用＋増加事業報酬－増加控除収益

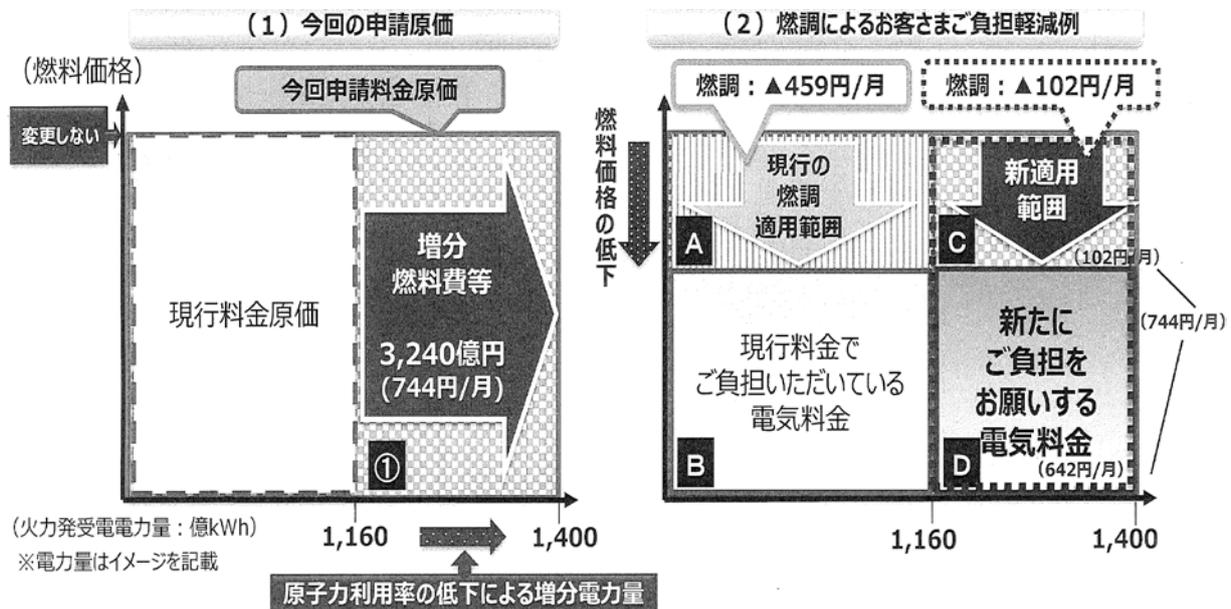
②図の説明によれば、費用増加分の燃料費調整制度による影響額は、 $102/744=13.7\%$ でしかない。残りの86%の原価水準の変動は燃料費調整制度による影響を受けない。

「原油価格、為替レートの変動分は燃料費調整制度によって需要家に既に還元済みである」（「関西消費者団体連絡懇談会」との懇談会での関西電力の見解）との理由で、燃料費等の費用減少分の還元は相殺されるという理屈は成り立つか。

参考

関西電力の家庭用電気料金値上げ認可申請に関するチェックポイントへの回答
 (資源エネルギー庁 2015年4月21日) の10頁

関西電力は、「今回の料金値上げは、電源構成変分認可制度に基づくものであり、原子力再稼働遅延に伴う増分燃料費等について値上げをお願いするものである。<下の左図:① (3,240億円) および右図:C+D (744円/月) に相当>、至近の原油価格の大幅な下落傾向については、一定のタイムラグがあるものの、毎月の燃調を通じて、自動的にお客さまにお返しすることになる。<下の右図:A+Cに相当>、仮に至近の原油市況などを踏まえ、一定の仮定を置いて燃料費調整額を想定した場合、A+Cの部分で561円/月の軽減となるので、お客さまの実質的なご負担は、744円/月から183円/月程度に軽減されることになる。」としている。



	換算係数	(1) 今回申請原価	(2) ご負担軽減例
原油	0.3066	52,519円/kl (105.9\$/b)	40,003円/kl (53\$/b)
LNG	0.2858	71,841円/t (17.6\$/mmbtu)	55,891円/t (9\$/mmbtu)
石炭	0.4235	10,039円/t (127.3\$/t)	9,000円/t (75\$/t)
為替レート		78.9円/\$	120円/\$

第21回電気料金審査専門小委員会資料6-1より抜粋
 2015年実勢価格は原油価格48.7\$/b、為替レート120円/\$。原油価格▲54.0%、為替レート52.1%。

5. 電源構成変分認可制度による料金改定のあり方をめぐって

- ①電変制度による料金改定においては、前提諸元を変えないことが前提になっている。電変制度の審査対象となる「燃料費」の多くが化石燃料であり、その価格は国際原油価格の動向、為替レートの変動に大きく左右される。実際に、原油 CIF 価格、為替レートは表 4 のように変動した。改定申請の前提諸元とのかい離は大きい。実勢の条件が激しく変化しているのに前提諸元を変えずに改定を図るのでは、料金の妥当性を判断できない。不透明性が高まる電変制度による改定は行うべきではなく、原価の総洗い替えをすべきである。

表 4：前提諸元の実績推移と改定時想定

年 度	2013	2014	2015	13 年改定時	再改定時
原油価格（\$/バレル）	110.0	90.4	48.7	105.9	105.9
為替レート（円/\$）	100.0	110	120	78.9	78.9
販売電力量(億 kWh)	1,404	1,345	1,275	1,446	1,457
原子力利用率（%）	10.9	0.0	1.0	34.5	6.6

- ②現行においても、原油価格 42 \$/バレル、為替レート 108 円/\$ 前後で推移していることを鑑みれば、総括原価の総洗い替えをして料金改定をすべきである。